

フランスの税制

競争力と投資を促進



「フランスは変化している (France is on the move)」: これは国際通貨基金 (IMF) の年次報告書 2007 年度から引用された表現だが、依然として改革に積極的に取り組むフランスの姿勢を表している。とりわけ税制に関しては、近年の諸改革により、税制手段が企業の競争力、イノベーション、才能、持続可能な開発に大きく貢献している。

国際ランキングでも優位

→ **企業税制**に関しては、営業収益に対する**実効税率**をベースに行われた KPMG¹ 調査によると、フランスのランキングは以下の通りである (フォーブスの税負担指数 (Tax Misery Index) では考慮されていない各国の課税ベースを考慮)。

- **生産活動では世界第4位**: 実効税率 30.2% (イギリス 30.9%、ドイツ 37.8%)
- **研究開発では世界第2位**: 研究開発税額控除によりマイナス実効税率 -25.7%。これに対してイギリス -13.8%、ドイツ 33.5% (ドイツには研究開発に関する税額控除は無く、補助金が認められている)。

→ 欧州ベンチャーキャピタル協会 (EVCA) と KPMG² によれば、資本投資とキャピタル・リスクの発展に最も有利な税務・法務的環境を有する国として、フランスは欧州第 1 位である。以降、アイルランド (第 2 位)、ベルギー (第 3 位)、イギリス (第 4 位) と続く。

→ アーンスト・アンド・ヤングの税制競争力バロメータ 2009 年度版によれば、経済大国 29 カ国のうち、フランスは二重課税を防止するための二国間租税条約を最も多く締結している国である。

諸改革により、税制が競争力を促進

生産投資

生産投資にかかる職業税の廃止により、企業側にとっては年間 63 億ユーロの減税となる。2010 年以降、減税総額は 123 億ユーロに達すると見込まれている。具体的にはとして、10 年間の生産投資に対し 20% 超の生産投資コストが引き下げられることになる。フランス政府のウェブサイト

www.economie.gouv.fr では、企業がシミュレーターを用いて、改革の効果を測ることも可能だ。

また OECD 加盟国のなかでも、フランスは最も有利な減価償却システムを備えており、期間と逓減償却率により税金を節約することができる。

¹ KPMG、競争の選択 2008 年度版、国際規模での企業立地のための手引き: 進出コストと企業活動に関する 10 カ国の競争力比較 (ドイツ、オーストラリア、カナダ、アメリカ、フランス、日本、イタリア、メキシコ、オランダ、イギリス)。

² Benchmarking European Tax and Legal Environments、2008 年 11 月 ECVA (European private equity and venture capital association) 刊

イノベーション

フランスでは、欧州で最も率の良い研究開発税額控除を提供している。

- **高い控除率**: 初年度は研究開発費の 50%、2 年目は 40%、3 年目以降は 30%を控除。1 億ユーロを上限とし、これを超える場合には 5%が適用される。公的機関との共同研究開発の場合、控除率は倍になる。2008 年以降、研究開発税額控除の上限額は撤廃された。
- **研究開発にかかわる全ての費用が対象** (給与 + 社会保障費、共同研究、実験、減価償却、特許、監視等)。

総括: 2009 年現在、2008 年度研究開発支出の名目で税額控除を申請している企業数は 11,000 社と推定 (推定額およそ 150 億ユーロ)。

また 2008 年 1 月 1 日より、工業所有権の収益 (ロイヤリティおよび特許譲渡のキャピタルゲイン、特許となり得る発明および製法) が法人税 低減税率の対象となり、15%に固定された。³

さらに 2004 年に新興革新企業 (JEI) の制度が設けられ、対象企業は初年度から税金 (収益税・地方税) と社会保障の免除、および研究開発税額控除を受けることができる。

研究開発税額控除

● オランダ : パーセンテージは企業拠出金に応じて 14~60%の間で変動。
● イギリス : 研究開発費の 8.4%。中小企業は 24%。
● ベルギー : 研究開発への投資額の 13.5%。
● ドイツ : 研究開発に対する税制優遇措置は無いが、補助金という形での直接支援あり。

金融活動

2008 年 1 月 1 日より、金融業者に課せられていた証券取引税は廃止された。

決定機関の進出

税制優遇措置により、フランスは意思決定機関や持株会社の設立に、最も有利な国のひとつとして位置づけられている。

- **企業グループ向け総合申告制度 (連結納税制度)** により、グループ企業間で損益を相殺することができ、それにより総合的な税負担を軽減できる。この措置に加えて、最低 5%の株式を保有する関連会社 (フランス企業・外国企業) からの配当金が免税されるという「親子会社」制度、および税務上の欠損金は無期限に繰越可能。
- 株式譲渡により実現したキャピタルゲインの課税免除と負債利子の税務控除により、**持株会社 (ホールディング・カンパニー) の他企業に対する経営参加への税制が有利になる。**

これらの措置が総合申告制度と結びつくことで、レバレッジド・バイアウト (LBO) による企業の買収、**持ち株会社**や**親会社**によるオペレーションのフランス進出がさらに有利になる。

- **統括本部 (HQ) については**、通常 6~8%含まれるマージン (コスト・プラス) について税務当局と交渉を行うことで、**承認制度**によりグループ他社への業務に対する対価の請求が保障される。

³ 同一企業グループ間における譲渡は除く

また同時に、

- 3か月以内の強制返答期限を盛り込んだ複数の税務事前審査の開始、および社会保障費の免除やその他雇用支援に関するすべての要求に対する、いわゆる社会保障事前審査の拡大により(2008年の予算法および2008年8月4日の経済現代化法)、**法的安全性が強化された。**
- **企業の税務管理負担が軽減**
- 税務統一窓口(IFU)の設置: 大企業については2002年に大企業局(DGE)が開設され、また中小企業に関しては2006年に企業税課(SIE)が開設された。以来、フランスのすべての企業には税務問題を取り扱う行政統一窓口が置かれている。
- インターネットによる税金申告・支払い手続きが可能となった。

在仏外国人従業員の税制

在仏外国人従業員で状況に応じて課される所得税に関し、2007年から複数の措置が採択されてきた。

- 在仏外国人従業員に対する税制改善: 報酬の一部について所得税免除。上限は報酬総額の50%。
- 富裕連帯税(ISF)の改革: 中小企業資本金の現金による株式引受について富裕連帯税(ISF)の減税。もしくはイノベーション投資基金、近接投資基金などの基金。また在仏外国人従業員は、フランス国外の財産に関して5年間の免税が認められる。
- タックスシールドの50%までへの引き下げ: 社会保障費を含む。
- 8年間超保有した株式の譲渡で実現したキャピタルゲインの免除

持続可能な発展に貢献する環境・エネルギー関連の税制

2008年来、環境を意識した行動を奨励すべく40以上の措置が可決された。とくに企業が環境保護または以下の分野における持続的な発展に貢献する場合、その企業には、税制優遇措置が認められる。

- 住居: 断熱関連の規制に先駆けて、新築物件購入をした場合にゼロ金利融資、および負債利子に関する税額控除。家屋改修で断熱効果の優れた工事を実施する場合、ゼロ金利のエコ融資。
- 自動車購入時の割引・割増措置。大型トラックのキロ単位でのエコ料金(予算法第153条)、法人自動車税とエコロジー一覧表の導入。
- エネルギー、再生可能エネルギー関連分野の発展奨励: ソーラー発電設備を備えた物件については不動産税を免除(修正予算法第107条)。企業が使用する再生可能エネルギー生産設備(風力発電機など)に適応される12か月の特別減価償却(予算法第9条)。
- 廃棄物: 廃棄物のリサイクルおよび予防措置の促進: 家庭ゴミの量に基づいた環境総合税(TGAP)の増税。
- 生物多様性: 採掘機材については環境総合税を倍増(予算法2009年、第29条)。とくに再生可能な資材の使用を奨励することを目的とする。
- 農業: 木材の一次加工企業の投資を促進するための逡減的減価償却(予算法2009年、第20条)。有機生産方式の農地について非建築固定資産税を免税(予算法2009年、第113条)。農薬課税率の累進的引き上げ。
- 産業リスク: 空気中の粉塵量をもとに課税ベースを構成する新たな環境総合税の導入。

2007年1月1日より、一定の環境基準を遵守する企業について環境総合税が軽減された。

さらにCO2対策への実施手段についてはその原則が2009年に決定された後、引き続き議論が続いている。詳細についてはエコロジー・エネルギー・持続可能な開発・海洋省(MEEDDM)の報告書「成長のための新たな環境関連税制」を参照のこと。

http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/fiscalite_verte_cle14deb7.pdf